

令和6年4月から下水道使用料を改定します

下水道は、トイレの水洗化など快適な生活環境の確保や、湖・河川などの水質保全を目的とした施設です。この下水道を将来も安心して使用してもらうため、下水道使用料を改定します。皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

1. 出雲市下水道事業の現状と将来見通し

収入面	支出面
<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少等により、下水道使用料の増収は見込めない状況です。 下水道使用料(消費税抜き) <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度決算 20億5,800万円 ・令和4年度決算 20億5,500万円 ○建設費を平準化して返済するために借入できる企業債が、急激に減少していく見込みです。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の老朽化により、修繕費が増加する見込みです。 下水道施設の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・処理場 53か所 ・ポンプ場、マンホールポンプ 681か所 ・下水道管路延長 約1,200km ※供用開始20年以上の施設の割合は、各施設で60~70%です。

将来見通し

現在の使用料水準では、運転資金となる内部留保資金が、令和10年度に枯渇する見込みです。
 【内部留保資金残高】 令和10年度末見込額 ▲2,700万円

2. 使用料改定の必要性

人口減少や節水型機器の普及による汚水量の減少に伴い、使用料の増収は期待できない状況です。

一方、老朽化した施設が改築・更新時期を迎える中、支出は増加し、近い将来資金不足が生じる見通しのため、使用料を改定し、施設の適切な維持管理と経営の安定化、そして次世代を含めた負担の公平性を図ります。

3. 下水道使用料の改定内容について

○改定時期 令和6年4月1日
令和7年4月1日

各年の4月1日より前から継続して使用されている方は、6月以降の検針分から「改定後の使用料」となります。

○改定率 18%

使用されている方の急激な負担増とならないよう、令和6年度から2か年で、段階的に改定します。

1年目(令和6年4月1日)の改定率 8%
 2年目(令和7年4月1日)の改定率 10%(現行から18%)
 合計 18%

従量制

(例) 2か月で40m³の汚水を流した場合の使用料(消費税込み)

【現行】6,704円 ⇒ 【令和6年4月1日(8%)】7,210円 ⇒ 【令和7年4月1日(18%)】7,880円

人数制

(例) 世帯区分が2人世帯の2か月の使用料(消費税込み)

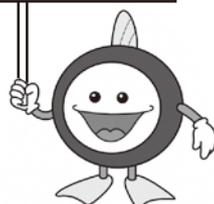
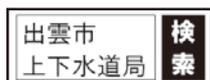
【現行】6,326円 ⇒ 【令和6年4月1日(8%)】6,820円 ⇒ 【令和7年4月1日(18%)】7,458円

※人数制：井戸水等を使用し、量水器で計測しない場合

4. 下水道使用料改定の説明会について

右記の日程で下水道使用料改定の説明会を行います。時間はいずれも19時から1時間程度を予定しています。

ご都合の良い会場へお越しください。



開催日	会場
11月 6日(月)	佐田行政センター 3階 会議室
11月 7日(火)	多伎コミュニティセンター 1階 大ホール
11月 8日(水)	湖陵コミュニティセンター 1階 集会室
11月 9日(木)	平田コミュニティセンター 2階 大会議室
11月13日(月)	大社行政センター 2階 大会議室
11月14日(火)	市役所本庁舎 1階 くにびぎ大ホール
11月15日(水)	斐川文化会館 2階 第1研修室

※全ての説明会終了後、説明資料を上下水道局ホームページに掲載します。

認知症ケア・フォーラム in いずも

～認知症になっても笑顔で暮らせるまちづくり～

「認知症」は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症についての理解を深め、認知症の人とのかかわりや地域での支え合いを考えていきましょう。

参加
無料

と き 11月26日(日)13:30～15:00 **と ころ** 市役所本庁1階くまびき大ホール

内 容 講演1「認知症になってからのセカンド・ストーリー～私からあなたに伝えたいこと～」
講師/山中しのぶ氏
2019年、41歳の時に若年性アルツハイマー型認知症の診断を受ける。
現在は、認知症への社会理解を促す活動を実施している。

講演2「認知症になった母を持つ僕にできること」

講師/山中 蓮氏

座長/エスポアール出雲クリニック 院長 高橋 幸男氏

開催方法 現地会場及びWeb配信 (Zoom ウェビナー)

参加申込 ●会場に来場される場合は、申込は不要です。

●Web配信を視聴される場合は、事前にZoomウェビナー登録が必要です。

フォーラム開始前までに、Web申込(二次元コード)から登録してください。

Web申込 (https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_4QOZTyQLQDmyrWzDPSWORQ)

●手話通訳が必要な場合は、11月15日(水)までにFAXまたはメールにて、医療介護連携課へご連絡ください。



▲Web申込はこちら

おたずね/医療介護連携課 ☎ 21-6106 FAX 21-6749 メール iryou@city.izumo.shimane.jp

適切な道路管理に関するお願い

危険! 道路上に段差解消ブロックや鉄板を置かないでください。

自宅や駐車場の出入りのため、道路上に段差解消ブロックや鉄板を置くことは法令で禁止されています。歩行者や自転車、バイク等の転倒事故につながる可能性があり、大変危険です。安全な通行のために、段差解消ブロック等の撤去をお願いします。詳しくは下記までご相談ください。

事故が発生した場合

段差解消ブロック等が原因で事故が発生した場合、設置者が損害賠償責任を問われる場合があります。

段差を解消したい場合

出入り口の段差を解消したい場合は、事前に道路管理者の承認を得て、歩道や縁石の切下げ工事(自己負担)を行ってください。

道路への倒木・枝の張り出しにご注意ください。

山林等の樹木や私有地の生垣が、道路上に倒れたり、枝などが張り出したりすると、通行の支障となり、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

特に冬の時期は、積雪の重みにより樹木や竹が倒れる危険性が高まります。道路へ倒れる危険性のある樹木や枯れ木については、定期的に巡回し、所有者において伐採などの適切な管理をお願いします。

なお、緊急時は、道路管理者により、やむを得ず、倒れた樹木や支障枝を伐採することがありますので、ご了承ください。

道路上へ倒れた樹木、竹で通行に支障がある場合は、道路河川維持課までご連絡ください。

おたずね/道路河川維持課 ☎ 21-6213・6564